

第4章 障がい者計画

1 障がい者等への理解の促進

(1) 啓発・広報活動の推進

「命の重さは障がいの有無によって少しも変わることはない」という当たり前の価値観を社会全体で共有し、障がいのある人も障がいのない人も、お互いに障がいの有無にとらわれることなく、支え合いながら社会で共に暮らしていくことが日常となるよう市民の理解促進に努め、「共生社会」の理念等を踏まえ必要な広報啓発を推進します。

また、障がい者の社会参加を妨げる差別や偏見を無くし、すべての市民が互いに尊重し合い、共に生活する社会を目指して、障がいや障がいのある人についての様々な配慮に向けた取り組みを進めます。

【施策の展開】

■ 広報誌等による啓発

障がい者が自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、全ての市民が相互に理解を深め、コミュニケーションをとり、支え合う「心のバリアフリー」を社会全体で取り組むため、広報やホームページを活用するとともに、研修会等の活動を通じて、様々な形で情報発信し、広く周知を図ります。

■ 障がい者理解のための教育

児童生徒の障がいのある人に対する理解を深めるため、福祉体験活動やボランティア活動等への支援に取り組みます。

■ 障害者差別解消法の周知

障がいを理由とする不当な差別的取り扱いの禁止が義務化されていることから、パンフレット等を活用した啓発活動を実施していきます。

また、障がい者週間（12月3日～12月9日）に障がい者等の福祉について関心と理解を深めるため、市民に対しての周知を行うなど様々な機会や場を通じて相互理解のための取り組みを実施します。

■ 地域における自発的な各種交流活動への支援

障がい者団体や地域住民団体、福祉サービス事業者などが主体となって実施する地域交流事業を支援します。

■ 障がい者虐待防止についての理解促進

障がい者虐待の早期発見、防止を図るため、啓発用のリーフレット等を活用し、障がい者虐待に対する理解促進を図ります。

また、サービス事業者への働きかけを行い、虐待防止研修等の参加を促進します。

(2) ボランティア活動の推進

ボランティア活動の充実を図り、障がいのある人が社会参加しやすい環境づくりに取り組みます。

町民のやさしい心を育み、家庭や地域社会においてボランティア活動が促進されるよう、田上町社会福祉協議会（ボランティアセンター）と連携を取りながら、ボランティアの育成や活動支援の充実を図ります。

【施策の展開】

■障がい者支援ボランティアの確保・育成

ボランティアに関する相談や研修機会の拡充などボランティアセンターとしての社会福祉協議会の育成機能やコーディネート機能の充実を促進し、指導者的人材を育成します。

また、障がい者支援のためのボランティアやNPOの育成を支援します。

■活動の場の充実

ボランティアセンターと連携しニーズに対応した講座を開催するとともに、ボランティア講座についての周知に努め、ボランティア活動の参加機会を拡充していきます。

■ボランティア活動等の推進

児童、生徒や町民等のボランティア活動に対する理解を深め、身近な支え合い活動やボランティア活動を推進します。また企業等の社会貢献活動に対する理解と協力を促進します。

2 共生社会を実現するために

(1) 相談支援体制の充実

相談支援の窓口の周知を図るとともに、障がい者やその家族からの様々な相談について、窓口での対応や関係機関と調整を図りながら、日常生活の困ったことや要望にきめ細かく対応できるよう努めます。

【施策の展開】

■町による相談の充実

本人や家族の意向を確認しながら、個々のケースに応じた生活支援や福祉サービス等、身近な地域で相談支援を受けることができるよう相談支援体制の構築に努めます。

■相談支援体制の充実

身近な相談窓口で適切な支援を行うため、相談支援事業所や各施設、関係機関との連携を図り、相談支援体制の充実に努めます。

また、身近な相談者として民生委員・児童委員との連携を図りながら必要な支援を行います。

■障がい児相談支援

障害児通所支援を利用するために、障がい児の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し障害児支援利用計画を作成します。

また、定期的なモニタリング（経過確認）を行い、障害児支援利用計画を見直します。

■人材の確保・育成

幅広い相談や相談者の課題に的確に対応できるよう、相談支援に必要な専門知識や技術の質の向上及び人材の確保に努めます。

■虐待の防止の推進

障害者虐待防止法に関する積極的な広報・啓発活動を行うとともに、相談支援事業所と連携を図り虐待に係る相談や通報等の相談体制を構築し、虐待の早期発見や障がい者、養護者への支援にあたります。

■成年後見制度の利用促進

知的障がい又は精神障がい（発達障がい者など）により判断能力が不十分な障がい者による成年後見制度の適正な利用を促進するため、必要な経費について助成を行うとともに、後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成に努め、安心した地域生活を送ることができるよう支援します。

■難病患者等への支援

必要な情報が行き渡るよう、難病の対象となる疾患名や障がい福祉サービスの利用「障がい者福祉制度のご案内」リーフレットで引き続き周知を図ります。難病患者や高次脳機能障がい者の日常生活上での悩みや不安等の解消を図るとともに、様々なニーズに対応できるよう、専門的な相談支援や関係機関との連携・調整などを行います。

（2）障がい福祉サービスの充実

障がいのある人が地域で生活を継続していけるよう、個々のニーズに応じた福祉サービスを提供するとともに、障がいのある一人ひとりが適切な支援を受け、生活の質を向上していくためのサービスの充実や包括的な支援体制を整備していきます。

【施策の展開】

■在宅サービスの充実

障がいのある人が住み慣れた地域で自立した社会生活を送るために、個別のニーズとライフステージに応じたサービスが質・量と確保され、自ら望む生活の在り方を選択できるよう、サービス基盤を整備していきます。

また、不足しているサービスについては、圏域での調整を図るとともに、事業者に働きかけていきます。

■高齢障がい者への支援

障がい福祉サービスから介護保険サービスへの移行時にサービスが途切れることなく継続的に利用できるよう、介護保険制度の案内やサービス利用のための具体的な支援が、必要に応じて障がい者相談支援事業所等から提供されるよう連携強化を図ります。

■人材育成・確保

在宅での生活の充実に向けて、訪問系、日中活動系の障がい福祉サービス及び地域生活支援事業等のサービス提供事業所に対し各種研修への参加を促し、障がい者の介護や支援に直接携わるサービス従事者やサービス管理責任者、手話通訳者等の専門的人材の確保及びその

第4章 障がい者計画

質的向上を図るよう働きかけを行い、障がいのある人の社会生活及び日常生活の自立を支援します。

■ サービス等利用計画制度の着実な推進

必要に応じて複数のサービスを適切に結び付けるなど、総合的かつ継続的な支援を行うために、計画相談支援事業として、セルフケアマネジメントの視点も十分に配慮した「サービス等利用計画」の作成を利用者とともに行い、ニーズに合った適正な計画により、適正なサービスの質や量の提供に努めます。

■ 補装具の周知

障がい者が補装具等をできるだけ利用し活用できるよう、補装具の周知と補装具取り扱い業者についての情報提供を行っていきます。

(3) 地域生活支援事業の充実

地域生活支援事業の各事業におけるサービス量を確保するとともに、その充実を図ります。

また、地域生活支援事業は市町村の創意工夫により事業内容を柔軟に設定できることから、障がいのある人のニーズに応じて事業内容を検討し、充実を図ります。

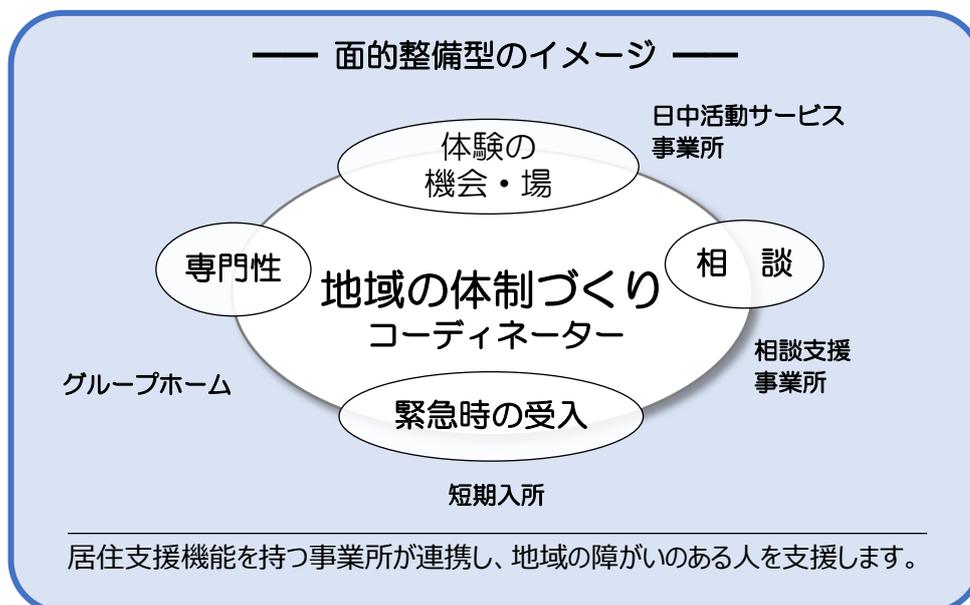
障がいのある人の高齢化や重度化、親亡き後の生活を見据え、施設入所から地域への移行、あるいは親元から離れた暮らし等、自立した地域生活の支援を推進するために、地域における複数の機関が有機的な連携の下に、機能を分担して担う体制（地域生活支援拠点）の整備を図ります。

【施策の展開】

■ 地域生活支援拠点の整備

地域生活支援拠点の整備については、国が求めている機能の相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、地域の体制づくり、コーディネーターの配置等を1箇所ですべて満たすことが困難な状況であることから、町では既存の社会資源それぞれの機能を有機的に融合した面的整備型の構築を目指します。

地域生活支援拠点「面的整備型」の整備



■日常生活用具給付等事業

地域生活支援事業として、移動が困難な障がい者の自立や社会参加の促進につながる移動支援や、障がい者の日常生活の困難を改善し実用性のある日常生活用具の給付の充実を図ります。

■地域移行・地域定着の支援体制の強化

入所施設や精神科病院から地域への移行と定着を促進するため、相談支援事業所と連携して支援に努めます。

■必要なサービスの確保

日々の在宅生活を快適に、自立して送れるよう、障がいのある人へのサービスの提供と合わせて介護を担う家族等を支援するサービスの提供体制の充実に努めます。

また、医療的ケアの必要な重度の障がいがある人の日中活動の場など、不足しているサービスの確保に努めます。

(4) スポーツ・レクリエーション・生涯学習活動の促進

障がいのある人自身の健康維持・増進や自立と社会参加の促進とともに、障がい者の生活をより豊かにするためには、スポーツや文化活動を楽しみ、他者とふれあう機会を提供していく必要があります。個人・団体の自主的な芸術・文化・スポーツ活動が継続的に行われるよう機会の拡充に努めます。

【施策の展開】

■スポーツ・レクリエーション等の活動の支援

多様なスポーツ競技の紹介などにより、障がい者にスポーツに親しみ、参加する機会を提供するとともに、障がい者が自発的に行うレクリエーション活動を継続的に支援することで、社会参加やコミュニティの構築に努めるとともに、健康維持を図ります。

障がい者の生きがいづくりにもつながり、様々な世代にわたって交流を深めていけるよう、各種の文化・芸術活動を支援します。

また、障がいのある人も利用しやすい田上町交流会館等を活用していきます。

■スポーツ・レクリエーション等の情報提供の充実

障がいのある人が積極的に参加できるスポーツ、レクリエーション、文化・芸術活動に関する情報提供の充実に努めます。

■社会参加の支援体制の充実

障がい者の様々な分野での社会参加の支援のため、スポーツ、レクリエーション、創作活動の指導者として活動できるよう、障がい者自身及びボランティアを含めて指導者の育成を行う関係機関との連携を図ります。

3 人にやさしいまちづくり

(1) 生活環境の整備

障がいのある人が地域で不便さや不利益を感じることがないように、公共施設や交通機関、歩行空間などのバリアフリー化を推進します。

【施策の展開】

■住まいの確保

障がい者の地域生活への移行や今後の住まいへの要望を踏まえ、地域で自立生活を営むための暮らしの場としてグループホーム等の確保に向けた事業所との連携に努めます。

■住宅のバリアフリー化の支援

居室内での快適な移動を確保するために、住宅改造費助成事業等を普及・啓発し、住まいの改善を促進します。

■施設・設備等の整備・改善の推進

道路や公共施設等におけるバリアフリー化を推進し、より住みよい環境づくりを進めるとともに、公共施設などにおける障がい者とのコミュニケーション方法を改善する仕組みづくりに努めます。

(2) 防災・防犯体制の整備

災害時における不安の解消を図るため、防災対策のあり方等、従来の対策を見直し、防災力を向上させる必要があります。

地域の情報を共有し、防災知識の普及・啓発を図るとともに、障がい者が犯罪や事故等に巻き込まれないよう、地域で見守る体制を構築します。

【施策の展開】

■地域ぐるみの防災体制づくりの推進

障がい者が、犯罪や事故、消費者被害に巻き込まれないように、警察や地域住民などとの連携により、地域における見守り体制の構築を図ります。

災害等による避難指示または避難勧告が出された場合には、町の災害対策本部や民生委員・児童委員等が、事前に登録されている障がい者の安否確認と併せ、避難・誘導等の適切な支援が行えるよう体制の強化に努めます。

また、田上町地域防災計画に基づき、災害備蓄や防災施設の設備の整備を進めます。

■地域での助け合い活動の推進

地域住民の理解と協力を求めながら、民生委員・児童委員やボランティア等を主体に「ご近所」による支え合える地域づくりを進めます。

■防災訓練への参加促進

防災訓練の必要性を周知するとともに、障がいのある人が参加しやすい防災訓練を検討します。

4 個性に応じた保育・教育を進めるために

(1) 保育体制等の充実

障がいのある人が自立した生活を送るためには、早い段階から個々の発達に応じたきめ細やかな支援が必要であることから、保育・教育・療育、医療機関等が連携し、幼児期から継続的なかわりをもった保育・療育を推進します。

また、発達に課題のある子どもを取り巻く環境は変化しており、子どもを育てる家庭の多くが様々な不安を抱えていることから、保護者に寄り添った相談支援体制づくりに努めます。

【施策の展開】

■障がい児保育や障がい児のいる家庭の相談体制の充実

障がいのある子どもの保護者に対し、各教育・保育施設、医療機関等と連携し、情報共有しながら、「療育相談」や「カウンセリング」、「家庭教育相談」などの相談窓口を充実するとともに、コーディネート（調整）機能をもつ窓口を整備し、就学前および就学後の教育相談の充実を図ります。

■保育園等の受入れ体制の充実

様々な障がいの状態や特性に対応するため、障がいのある子どもの実態に応じた個別指導計画に基づき、保育を進めます。

保育園等で受け入れた障がいのある子どもについては、適切な保育や指導が行えるよう、関係機関の連携を図ります。

(2) 教育の推進

障がいによる様々なハンディキャップにより、小・中学校の普通学級における教育を受けることが困難な場合や、普通学級における教育だけでは、その能力を十分に伸ばすことが難しい児童生徒については、その能力を最大限に伸ばし、将来の目標に向かって前進する意欲の維持向上につながる教育体制の整備と総合的な支援が必要です。

就学時健康診断等の結果に基づき、障がいの状況や保護者の希望等を考慮して、保護者の不安解消を図りながら就学指導を行い、個々の教育ニーズに十分に配慮し、一人ひとりに応じた適切な就学指導を行います。

【施策の展開】

■教職員への研修の実施

発達障がいのある子どもが、幼稚園や学校で社会への適応力を身につけることができるよう、幼稚園・学校の教職員などに支援技術に関する研修を実施し、障がいのある児童生徒への理解を深めます。

■適切な教育支援相談の充実

障がいのある子どもと障がいのない子どもがともに遊び、学ぶ機会を拡充し、双方の豊かな人格形成を目指した教育の推進を図るとともに、障がいのある子どもが早期から療育や教育相談などの指導を受けることができるよう、関係機関と連携し、切れ目のない支援体制の構築に努めます。

■教育相談、進路指導の充実

障がいのある児童・生徒の教育について、保護者の相談に的確に応じられるよう、保護者と学校等との連携を図ります。

また、関係機関との連携を取りながら、卒業後の進路の選択の幅が広がるよう、進路指導の充実を図ります。

5 自立や社会参加を進めるために

(1) 就労への支援

障がい者が地域で自立した生活を送るためには、就労は経済的な面ばかりでなく社会参加を図るという面においても大きな要素となります。一般就労をするための社会的条件の整備は進んできています。しかし、就労の機会を確保するのが困難な状況となっています。

ハローワークなどの労働行政関係機関と連携し採用する事業主側の不安を解消しながら就労に結びつける取り組みを推進していきます。また、障がいの状況や本人の適正に応じて福祉的就労が可能な事業所や就労移行支援・就労継続支援実施事業所との連携など、いくつかの選択肢を確保するよう努めます。

障がい者自身が望む働き方ができるよう、広く町民に障がい者理解を深める啓発を実施するなど一般就労へ向けた支援を充実するとともに、福祉的就労の場の確保など、多様な働き方、働く環境の改善に努めます。

【施策の展開】

■障がい者雇用の理解・啓発

ハローワークや障害者就業・生活支援センター、県、企業との連携を図りながら、よりの確な就労支援を行えるよう事業主や従業員に対する啓発を推進します。

■一般就労に向けた支援体制の強化

ハローワークと連携し、職員の採用について、障がい者雇用率の向上に向けた取り組みを進めます。また、職場実習など、障がいの職業体験機会の提供に取り組みます。

障がい者を受け入れている事業所に対しては、ジョブコーチ（職場適応援助者）など職場定着のための支援の利用を進めます。

■福祉的就労の支援

授産品の販路を開拓し、安定的な受注を確保し、また生産技術を向上させることで、障がい者福祉施設の収益力を強化し、そこで作業する障がい者の工賃アップのための支援に取り組めます。

(2) 経済的自立の支援

障がい者自身が自立して生計を立てていくことは難しく、家族や親族等の支援を受けながら生活しているのが現状です。地域で共に生活するためには、障がいのある人やその家族に対する各種手当、医療費助成制度等の普及促進を図っていくことが重要です。

就労支援等を含め、障がい者が地域で自立して生活できるよう基盤整備を進めます。

【施策の展開】

■各種年金、手当等の制度の周知徹底

障がいのある人の生活の安定を図るため、特別障害者手当をはじめとする各種手当の支給について継続して実施するとともに、より適切に活用されるよう、これら手当等について手帳交付時の案内や広報などにより周知を図ります。

6 健やかに暮らすために

(1) 障がいの早期発見・療育体制の充実

疾病などの予防は障がいの予防や軽減につながるため、早期発見に取り組むとともに、心身の健康づくりを支える適切な保健サービスなどを提供し、健康づくりの支援を行います。

乳幼児の各種健診においては、障がいの原因となる疾病等の早期発見に努めていきます。

育児教室、生活習慣病予防教室などのライフステージに応じた健康教育や健康相談、健康診査などの様々な機会を通じて、疾病の予防についての意識啓発を行います。

今後も乳幼児の健診を充実させ、疾病の早期発見に努めるとともに、医療・保健・福祉・教育関係機関が一体となった疾病予防、障がいの早期発見・早期支援の充実に努めます。

【施策の展開】

■母子保健等の保健指導の充実

妊産婦健診、乳児健診、相談事業などの事業を継続して実施し、母と子の健康保持増進、早期支援に努めます。

■発達の遅れに対する早期発見・早期支援と関係機関との連携

発達の遅れを早期発見し、適切な発達支援へとつないでいけるよう相談体制の強化及び関係機関と連携し、引き続き支援体制の充実に取り組みます。

■保健師による訪問指導の充実

障がいのある人やその家族の自宅に保健師などが訪問し、保健指導を行うことにより健康の保持・増進を図ります。

(2) 障がい者の健康づくり

障がいの悪化や機能低下を防ぐために、適正な医療と回復に向けたリハビリテーションが必要です。

入院治療から在宅での生活がスムーズに行えるように、医療と保健の十分な連携体制の確立とともに、機能訓練や訪問指導によるリハビリテーションの拡大充実のためのマンパワーの確保に努めます。

また、各種健診など、積極的な受診勧奨を行います。

【施策の展開】

■ 医療費の助成

障がいのある人が必要な医療を適切に受けられるよう、自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療）などの医療費の公費負担や医療費助成を行います。

■ 保健指導の推進

「健康相談」や「訪問指導」を実施し、心身の健康に関する相談を通じて生活指導や健康づくりの啓発を行うとともに、新たな障がいの発生を予防し、状態の維持や改善を図ります。

■ 健康づくりの知識の普及

町民一人ひとりの健康づくりのための行動指針である「健康たがみ21」に基づき、町民の主体的な健康増進と疾病予防の取り組みを支援します。

また、栄養・運動教室の開催などにより、健康づくりや疾病予防に関する正しい知識の普及・啓発を図っていきます。

■ 医療機関等との連携

関係機関や医療機関との連携に努め、障がいのある人が必要な医療を適切に受けられるよう支援します。

また、高齢化等による障がいの重度化・重複化の予防に努めます。

（3）精神保健施策の充実

複雑化している現代社会では、家庭、学校、職場などでのストレスが増大し、神経症やうつ病、アルコール依存症などの疾患をはじめ、ひきこもりなど様々な形の心の健康を失った人が増加しています。

精神疾患は誰もが発症する可能性のある病気でありながら、適切な治療により症状の安定や消失、治癒が可能であることを啓発するとともに、精神障がいや精神障がいのある人に対する周囲の正しい理解が必要です。

精神障がいのある人の安定した社会生活を維持するために、保健・医療・福祉等の関係機関が連携を強化し「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の構築に取り組みます。

また、住み慣れた地域で充実した生活を送れるように、医療機関や障がい者支援機関との連携を強化しながら、地域生活への移行に向けた支援や地域生活を継続するための支援を推進します。

【施策の展開】

■ 発達相談等の充実

発達の遅れや障がいの疑われる乳幼児、医療的ケアが必要な子どもに対して専門職員が相談を行い、総合的な評価や支援を行います。

■ 精神保健活動等の推進

退院後、地域生活を送るうえで必要となる障がい福祉サービスのスムーズな利用につながるよう、精神保健福祉手帳の取得を促します。

また、精神保健相談により精神障がいの早期発見・早期治療から地域リハビリテーションにつながられるよう、地域医療体制等の充実を図ります。

■精神保健医療等の充実

精神障がいのある人に対するサービスの充実を図り、退院促進や地域移行支援、地域定着支援、就労支援など医療的ケアと福祉的ケアの両面において支援の充実に努めます。

■こころの健康づくり

自殺リスクの高いうつやアルコール依存症などの精神疾患の人を専門機関につなぐことで、早期治療につなげられるよう努めます。

また、早期からいつでも相談ができるように、関係機関の連携を図り、相談体制の充実を図っていきます。

7 情報のバリアをなくすために

(1) 情報提供の充実

広報誌は町の福祉の情報源として大きな役割を持ち、有効に活用されています。障がい者の社会参加や福祉サービスの利用に必要な情報が得られるよう、障がい特性、年齢等に配慮した情報提供に努めます。

【施策の展開】

■「福祉制度のご案内」の配布

「障がい者福祉制度のご案内」を作成するとともに、広報誌等によりサービスなどの情報提供を充実していきます。

■町のホームページの更新

利用しやすい表示や伝達の方法、操作方法の工夫などホームページによる情報提供の充実を行います。

また、生活に必要な情報を迅速に発信していきます。

(2) コミュニケーション支援体制の充実

視覚や聴覚障がいのある人の社会的自立を促進するため、必要な情報を適切に提供し、自己決定を総合的に支援する体制の整備が必要です。

そのため、聴覚や視覚障がいなどにより、意思疎通が困難な障がいのある人の円滑なコミュニケーションを支援するために、手話通訳者・要約筆記者の派遣を行います。

【施策の展開】

■手話通訳者の確保・養成

手話ボランティア養成講座などの開催を通じて手話通訳者の確保・養成を図ります。

また、要約筆記者を十分活用してもらえよう、広報に努めます。

■手話奉仕員養成研修の促進

手話奉仕員養成研修等への参加を促進し、手話奉仕員の増員に努め、不足している手話通訳者の確保につなげます。